

さいたま市告示第595号

さいたま市市税等収納・納付代行事務（令和7年度収納分）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和7年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 事務名

さいたま市市税等収納・納付代行事務（令和7年度収納分）

2 指定公金事務取扱者

- (1) 名称 りそな決済サービス株式会社
- (2) 住所又は事務所の所在地 東京都江東区木場1-5-25 深川ギャザリア タワーS棟17階

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年3月31日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和7年4月1日

5 委託する期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

- (1) 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）
- (2) 固定資産税・都市計画税
- (3) 固定資産税（償却資産）
- (4) 軽自動車税（種別割）
- (5) 国民健康保険税
- (6) 介護保険料
- (7) 後期高齢者医療保険料
- (8) 保育料
- (9) 放課後児童クラブ指導料
- (10) 学校給食費
- (11) 日本スポーツ振興センター保護者負担金

7 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所出納室出納課出納係
- (2) 電話 048（829）1599

出納室出納課

令和7年4月15日まで